

長野県地方税滞納整理機構長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

平成23年1月4日

長野県地方税滞納整理機構条例第14号

地方自治法（昭和22年法律67号）第292条において準用する同法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する条例で定める契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 電子計算機その他の物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの
- (2) 経常的かつ継続的に役務の提供を受ける契約で、翌年度以降にわたり契約を締結する必要があるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。